

# 掲載内容

## 第1章

### 被後見人死亡後の事務遂行の義務と権限

- 1 成年後見と被後見人死亡後の事務
- 2 任意後見契約と本人死亡後の事務
- 3 財産管理契約と委任者死亡後の事務
- 4 死後事務委任契約の要点
- 5 死後事務委任契約の有効性
- 6 契約により決められる死後の事務
- 7 相続人による死後事務委任契約の解除
- 8 遺言制度と死後事務委任契約との関係
- 9 祭祀承継者の権利と死後事務委任契約
- 10 死後事務委任契約がない場合の応急処分義務
- 11 死後事務委任契約がない場合の死後事務処理の事務管理者の権利義務
- 12 民法873条の2に基づく被後見人死亡後の権限  
【書式】家事審判申立書（成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他の相続財産の保存に必要な行為についての許可）

## 第2章

### 被後見人死亡への備え

- （総論）
- 13 任意後見契約における3点セット
  - 14 被後見人の死の前後
  - 15 「老い支度」に関する財産管理システム
  - （遺言）
  - 16 成年被後見人のする遺言  
【書式】成年被後見人の遺言公正証書例（推定相続人を2人とした場合）
  - 17 遺言書の無効・作成及び保管
  - 18 遺言事項
  - 19 遺言による廃除  
【書式】家事審判申立書（推定相続人廃除）  
【書式】推定相続人廃除届
  - 20 自筆証書遺言の方式の緩和と遺言書保管法（契約の締結）

- 21 見守り契約の締結  
【書式】継続的見守り契約書
- 22 任意後見契約を前提とする任意代理契約の締結  
【書式】財産管理等委任契約書（任意代理契約書）
- 23 死後事務委任契約の締結  
【書式】死後事務委任契約書

（信託）

- 24 遺言、遺言信託及び遺言代用信託の相違
- 25 福祉型民事信託  
【書式】不動産等管理処分信託契約書例
- 26 家業継続のための不動産管理処分信託  
【書式】信託目録に記載すべき情報例
- 27 事業承継の信託（株式の信託と種類株式の利用）  
【書式】株式等管理承継信託契約書例
- 28 遺言代用信託  
【書式】遺言代用信託例（不動産管理信託契約）
- 29 後継ぎ遺贈型信託（受益者連続信託）
- 30 目的信託（ベット信託）
- 31 任意後見と福祉信託

- （その他）
- 32 預金の払戻しに関する成年後見開始の前後と死後
  - 33 遺贈、寄附
  - 34 緊急連絡ノート（一期ノート）
  - 35 永代供養・未清算の医療費等の支払方法の確保
  - 36 献体と臓器提供の希望
  - 37 尊厳死宣言
  - 38 推定相続人からの問合せ及び報告

## 新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
新潟本部 〒951-3195 新潟市中央区片町1丁目1番地  
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

成年被後見人が死亡した場合の対応がわかる！

- 第3章 被後見人死亡後の実務
- 第1 被後見人死亡直後の事務
- 39 遺体の引取りと保管
  - 40 医療費等の支払
  - 41 施設の退所手続
  - 42 死亡の届出
  - 43 葬儀契約の締結
  - 44 葬儀の遂行
  - 45 ベットの対処
  - 46 家賃等の支払
  - 47 借家契約の解除
  - 48 遺品整理に関する相談
- 第2 関係者への通知等
- 49 族姓等への連絡
  - 50 運転免許証等の返納
  - 51 所属団体等の退会の届出
  - 52 郵便物の差戻手続
  - 53 金融機関への届出
- 第3 後見終了に伴う手続
- 54 家庭裁判所等への報告  
【書式】死亡報告書
  - 55 管理の計算  
【書式】後見事務終了報告書  
【書式】後見事務報告書  
【書式】財産目録  
【書式】収支状況報告書
  - 56 計算期間の伸長  
【書式】家事審判申立書（管理計算期間の伸長）
  - 57 鞠願付与の申立て  
【書式】家事審判申立書（成年後見人に対する報酬付与）
  - 58 後見終了の登記  
【書式】登記申請書（終了の登記）
  - 59 後見事務「管理」終了報告  
【書式】後見事務管理終了報告書  
【書式】受領書
- 第4 財産の引渡し
- 60 相続人の存否の調査
  - 61 相続人がいる場合の相続人代表者への財産の引渡し  
【書式】引渡合意書兼受領書
  - 62 相続人の存在が不明な場合の財産の引渡し  
【書式】家事審判申立書（相続財産管理人選任）  
【書式】相続財産引渡書
  - 63 相続人が引取りに応じない場合の対応
  - 64 遺言がある場合の財産の引渡し
  - 65 相続人が行方不明の場合の対応  
【書式】家事審判申立書（不在者財産管理人選任）
  - 66 相続人による遺産の管理が困難な場合の対応  
【書式】家事審判申立書（相続財産管理人選任）
  - 67 遺産分割協議の要請
  - 68 遺産分割調停・遺産分割審判申立ての要請  
【書式】遺産分割調停申立書  
【書式】遺産分割審判申立書
  - 69 財産管理者の選任の要請  
【書式】審判前の保全処分申立書
  - 70 相続人であると名乗り出た者への対応
  - 71 引渡費用の請求

## 第4章 後見業務終了後の実務

### 第1 相続人がいる場合の財産の承継

#### （財産承継事務手続の締結）

- 72 相続人の財産承継事務手続の締結  
（保険・年金等の手続）
- 73 加入・受給している社会保険の確認
- 74 公的医療保険の手続概要と窓口など
- 75 年金の手続概要と窓口など
- 76 その他の社会保険・社会福祉制度の手続概要と窓口など

#### 事項索引

#### 判例年次索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

# 〔改訂版〕Q&A 成年被後見人死亡後の 実務と書式

編集

一般社団法人 日本財産管理協会

Q&A  
成年被後見人死亡後の  
実務と書式 [改訂版]  
編集 一般社団法人 日本財産管理協会

新日本法規

B5判・総頁460頁

本体価格 4,900円+税

送料実費

0120-089-339

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)



法令情報を配信！

電子書籍も  
新日本法規WEBサイトで  
発売!!

〈電子版〉

本体価格4,500円+税

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

f 公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信



## 内容見本 (B5判縮小)

### 4 死後事務委任契約の要点

**Q** いつ、誰と死後事務委任契約を結ぶのでしょうか。そして、受任者は誰に対して履行義務を負うのでしょうか。また、任意後見契約で死後事務を補えないのでしょうか。

**A** 死後事務委任は、委任者が生前に信頼できる受任者との間で死後の事務に関する契約を締結し、死後に事務処理が行われます。また、任意後見契約は委任契約の一種ですから、当事者の一方の死亡により終了します。任意後見契約で死後事務を補うことはできません。よって、死後事務委任における受任者は、契約を引き継いだ委任者の相続人等のため履行義務を負います。

#### 解説

##### 1 任意後見契約ではフォローされない事項

死後事務委任契約は、委任者が生存している間に代理権を付与して自分の死後の葬儀や埋葬に関する事務について委託する委任（準委任）契約の一種です。

委任契約は委任者又は受任者の死亡により委任契約が終了（民653①）しますが、委任者の生前に発生した未払債務の弁済、遺品の引継ぎ及び葬儀など契約の履行行為は委任者の死亡後に効力が発生します。契約の当事者が死亡すれば、その契約は清算手続に入るのが通常であり、民法では死後の財産処分が認められるのは遺言制度のみです。また、財産の帰属は相続制度に委ねられているため、このような死後事務は相続人、遺言書に記載された遺言執行者や相続財産管理人が担えなければよいのですが、死後に用意されている事務は準委任行為や事実行為が多く、遺言書では付言として述べることができます、委任事項（法律行為に限ります。）になります、実効性が担保されていない

任に「法律化さないた

めておくことが必要です。

##### 3 受任者の履行義務の帰属

死後事務委任契約において、受任者は誰に対して善管注意義務（民644）を負うのでしょうか。契約が当初委任者の死亡により終了しないことを前提にしますと、すなわち委任者の相続人が相続制度上、被相続人の一切の権利義務を相続しますから契約者の地位を包括的に承継することとなります。よって、受任者は相続人に対して義務を負うことになります。

では、相続人がいない場合はどうなるのでしょうか。

相続人が不存在であったり、相続放棄又は相続人が行方不明のときは、相続財産を法定財産管理人が引き継ぐまでの間、受任者が事務処理を行うことができ、法定財産管理人が選任された後には職務が重複する事項について受任者の職務が停止するものと考えます。

##### 4 契約締結上の注意

###### (1) 支払費用の負担の明確化

死後事務委任者の財産は、委任者が死亡した時点で相続人に帰属するため、それまで、任意後見人等の地位で受任者が自ら管理していた財産だとしても、死後事務報酬を当然に受領することはできません。そのため、死後事務委任契約書には「報酬金額」、「支払時期」、「受任者はその管理する委任者の財産からその支払を受けることができる。」等を明確に記載しておくことが必要です。

また、遺言により祭祀主宰者に、「自分の葬儀費用として預託してあります。」と指

### 20 自筆証書遺言の方式の緩和と遺言書保管法

**Q** 自筆証書遺言を作成しようと思うが、法律が改正されて、全部を自書する必要はなくなったと聞きました。具体的にどういうことなのか教えてください。また、自筆証書遺言を法務局に保管できるようになると聞きました。どういうことが教えてください。

**A** 平成31年1月13日から、自筆証書遺言を作成するに当たっては、添付する財産目録については自書である必要がなくなりました。パソコンで作成したり、他人に書いてもらうこともできるようになりました。ただし、添付の財産目録以外の部分は自書である必要がありますので注意しましょう。

自筆証書遺言を法務局に保管してもらえる制度が、令和2年7月10日から始まります。法務局に保管した自筆証書遺言は、検認手続も不要となります。自筆証書遺言の紛失や偽造、変造を防止する観点からも保管制度の利用は有効でしょう。

#### 解説

##### 1 自筆証書遺言の方式の緩和

(1) 昭和法の一  
証書遺  
に施行  
改正  
その例  
産が多  
自筆証  
自書す  
書遺言  
ないこ

#### オ 訂正方法

自書による本文の部分も自書によらない財産目録の部分も、その記載を訂正するには、遺言者が、変更の場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければなりません（民968③）。これは、改正前の自筆証書遺言の訂正方法と変わりありません。

#### 2 遺言書保管法

##### (1) 遺言書保管法とは

平成30年7月6日に、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（平成30年法律第73号。以下、本問において「遺言書保管法」といいます。）が成立し、令和2年7月10日に施行されることになりました（法務局における遺言書の保管等に関する法律の施行期日を定める政令（平成30年政令第317号））。

遺言書保管法は、これまで、公正証書遺言のように公証役場などの公的機関に保管できる制度がなかった自筆証書遺言について、法務局で保管できるようにするものであり、また、同法により保管した自筆証書遺言については、家庭裁判所における検認手続を要しないものとされています（遺言書保管法）。

これまで、自筆証書遺言を作成した遺言者は、自身で保管をするか、第三者に預けるなどの方法で保管をするしかなく、そのため、遺言者が死亡しても、遺言書が発見されないままとなったり、他人による偽造、変造や隠匿、破棄等のリスクが常にありました。また、公正証書遺言は検認手続を要しないのにに対して、自筆証書遺言は必要であったため、相続人等にとって大きな負担となっていました。遺言書保管法は、これらのリスクや負担を大幅に軽減し、自筆証書遺言を利用しやすいものとするだけでなく、相続をめぐる紛争を防止する観点から有意義なものといえます。

遺言書保管法は、本問執筆時においては施行前であり、法務省令をはじめ、運用上の詳細はこれから明らかとなっていくことから、ここでは、その概要を述べたいと思います。

##### (2) 遺言書の保管の申請

###### ア 保管の申請ができる遺言書

遺言書保管法により保管の申請ができる遺言書は、民法968条に定める自筆証書遺言に限られます（遺言書保管法）。公正証書遺言や秘密証書遺言等の保管の申請はできません。

また、当該遺言書は、「法務省令で定める様式に従って作成されたもの」で、かつ、「無封のもの」である必要があります（遺言書保管法②）。

### 28 遺言代用信託

**Q** Aには配偶者Bと子C<sub>1</sub>・C<sub>2</sub>がいます。配偶者Bには自宅を、子2人は賃貸マンションを均等に相続させることにより相続を原因とする争いが起きないことを願っています。さらに、Bには自分の死後も不自由なく居住させたいと考えています。認知症等にかかる前に対策を考えているのですが、どのようにしたらよいでしょうか。

**A** 本問の例は、Aの死後の財産承継を円滑にしたいということですかから、遺言代用信託（信託90）を用いればよいでしょう。Aは、自らを当初受益者とし、死亡後に自宅はB、賃貸マンションはC<sub>1</sub>・C<sub>2</sub>を死後受益者とする信託契約を締結します。受託者を誰にするかが問題となりますが、子の中に受託者の任に堪えられる方がいるのであればその方を受託者として契約を締結すればよいでしょう。ここでは仮にC<sub>1</sub>を受託者とします。信託財産の管理方法として、Bが自宅に居住し、不自由なく生活していくためにC<sub>1</sub>が行うべき事務を管理方法として規定します。この方法によって、信託制度を利用して特定の者への居住の確保、次世代への家産、事業承継等を長期的に維持継続することが可能となります。

#### 解説

##### 1 遺言代用信託の利用

信託  
者) い  
めの法  
益者か  
指定さ  
委託者  
定めな  
財産い  
①二。  
そ

#### 書式

##### ○遺言代用信託例（不動産管理信託契約）

###### （信託目的）

第〇条 委託者は、受益者（被扶養者を含む。）の生活の維持及び円滑な資産承継のため別紙記載の不動産（以下「信託不動産」という。）〔別紙省略〕を管理・運用及び处分する目的で信託し、受託者はこれを引き受けた。

###### （信託期間）

第〇条 この信託の契約期間は、信託契約締結の日から令和〇年〇月〇日までとする。ただし、受益者が期間の延長を申し出、受託者がこれを承諾したときは、この期間を延長するものとする。

（別案） この信託の契約期間は、第二次受益者の死亡の時までとする。

###### （受託者）

###### 第〇条〔省略〕

###### （受益者）

第〇条 本信託の当初受益者は委託者とする。

###### （1号類型）

委託者死亡の時に受益者となるべき者として、配偶者B（住所、生年月日）を指定し、Bは、委託者死亡の時に受益権を取得する。

###### （2号類型）

本信託の第二次受益者を配偶者B（住所、生年月日）と指定し、Bは、委託者死亡の時以後に信託不動産に係る給付を受けるものとする。

###### （信託不動産の公示）

第〇条 委託者及び受託者は、この契約締結後直ちに信託不動産について信託による所有権の移転及び信託の登記手続を行うものとし、これに要する費用は委託者が負担する。

###### （管理方法）

第〇条 受託者は、次の方法により信託建物を管理・運用及び処分する。

（1）信託不動産の維持・管理・修繕・改良等は、受託者が適当と認める方法、時期、範囲において、自らの裁量で行う。

（2）受託者は、自らの裁量により信託不動産を他に貸し、既に貸しているものについては貸借人の地位を承継する。